指標

北海道医療審議会について

副会長
鈴木（すずき）　伸和（のぶかず）

指標のポイント

北海道医療審議会は北海道の医療制度や医療政策に関する重要な事項を審議する機関である。地域の医療ニーズに応じた医療政策を検討し、住民の健康を守る役割を果たしている。具体的には北海道医療計画の策定や医療法人や社会医療法人、地域医療連携推進法人に関する審議、地域医療支援病院やへき地医療、病床、補助金、特定労務管理対象機関の審議等を行っている。

都道府県医療審議会は都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に置くこととされている（医療法第72条）。委員は30人以内で組織され、また、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命するとされている（医療法施行令第５条の16、第５条の17）。

以上により北海道でも北海道医療審議会が設置されている。令和７年８月１日現在、委員は28名で、現委員は**表１**の通りである。会長は当会の松家会長が務めている。なお、審議会には医療法人や社会医療法人、地域医療連携法人等に関することを審議するため医療法人部会が、また地域医療支援病院やへき地医療、病床、補助金、特定労務管理対象機関等に関することを審議するため地域医療部会が設置されている。各部会委員は**表２**および**表３**の通りであり、医療法人部会の部会長は小職が、地域医療部会の部会長は当会の藤原副会長が務めている。ここでは北海道医療審議会の主な審議事項について紹介する。

１．北海道医療計画の策定

医療計画は都道府県が国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するものであり、おおむね６年ごと改定されている。現在は令和６年度から令和11年度までを計画期間とする北海道医療計画が開始されている。この計画作成に当たってはまず北海道が地域の医療資源や医療提供体制、人口・疾病構造の分析を行った上で素案を作成し、北海道総合保健医療協議会（総医協）地域医療専門委員会等で協議が行われてまとめあげていくわけであるが、この策定の要を担っているのが北海道医療審議会である。医療審議会は計画案に係る知事からの諮問に応じて、審議し、答申をして、北海道が最終的な決定を行っている。

表１　北海道医療審議会　委員

令和7年8月1日現在

医師・歯科医師・薬剤師（10名）				学識経験者（8名）				医療の提供を受ける立場にある者（10名）			
団体名	役職名	氏名	備考	団体名	役職名	氏名	備考	団体名	役職名	氏名	備考
一般社団法人 北海道医師会	会長	松家　治道		北海道大学大学院	医学研究院長	畠山　鎮次		一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会	事務局長	佐藤　裕人	●
同上	副会長	藤原　秀俊	○ ●	同上	歯学研究院長	八若　保孝		北海道市長会	理事	加藤　剛士	
同上	副会長	佐古　和廣	○ ●	札幌医科大学	教授	齋藤　豪		北海道町村会	理事	高橋　昌幸	
同上	副会長	鈴木　伸和	○ ●	旭川医科大学	学長	西川　祐司		北海道国民健康保険団体連合会	常務理事	阪　正寛	○ ●
一般社団法人 北海道歯科医師会	副会長	青木　秀志	●	小樽商科大学商学部	教授	片桐　由喜	●	健康保険組合連合会 北海道連合会	常務理事	道端　和則	
一般社団法人 北海道薬剤師会	会長	有澤　賢二		矢吹法律事務所	所長	矢吹　徹雄	○ ●	全国健康保険協会 北海道支部	支部長	米谷　好晴	
一般社団法人 札幌市医師会	会長	今　眞人	○ ●	厚生労働省 北海道厚生局	局長	一瀬　篤		社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	常務理事	佐藤　隆久	○ ●
特定非営利活動法人 北海道病院協会	理事長	中村　博彦		公益社団法人 北海道看護協会	会長	高橋　久美子	○	一般社団法人 北海道消費者協会	会長	長島　博子	○
全国自治体病院協議会 北海道支部	支部長	西川　秀司	○					北海道女性団体連絡協議会	幹事	榎本　郁子	
北海道精神科病院協会	会長	松原　良次						北海道厚生農業協同組合連合会	代表理事会長	西本　護	

※備考欄の「○」は地域医療部会、「●」は医療法人部会　を兼ねている　委員。

表２　北海道医療審議会医療法人部会委員

令和7年8月1日現在

所属等		氏名	備考
北海道医師会	副会長	鈴木伸和	部会長
北海道医師会	副会長	藤原秀俊	
北海道医師会	副会長	佐古和廣	
北海道歯科医師会	副会長	青木秀志	
札幌市医師会	会長	今　眞人	
小樽商科大学	教授	片桐由喜	
矢吹法律事務所	所長	矢吹徹雄	
北海道身体障害者福祉協会	事務局長	佐藤裕人	
北海道国民健康保険団体連合会	常務理事	阪　正寛	
北海道社会福祉協議会	常務理事	佐藤隆久	

●オブザーバー

所属等		氏名	備考
北海道医師会	常任理事	荒木啓伸	地域医療構想アドバイザー

表３　北海道医療審議会地域医療部会委員

令和7年8月1日現在

所属等		氏名	備考
北海道医師会	副会長	藤原秀俊	部会長
北海道医師会	副会長	佐古和廣	
北海道医師会	副会長	鈴木伸和	
札幌市医師会	会長	今　眞人	
全国自治体病院協議会北海道支部	支部長	西川秀司	
矢吹法律事務所	所長	矢吹徹雄	
北海道看護協会	会長	髙橋久美子	
北海道国民健康保険団体連合会	常務理事	阪　正寛	
北海道社会福祉協議会	常務理事	佐藤隆久	
北海道消費者協会	会長	長島博子	

●オブザーバー

所属等		氏名	備考
北海道医師会	常任理事	荒木啓伸	地域医療構想アドバイザー

２．医療法人の設立

医療法人の設立に当たっては認可基準がある。人的要件として、原則として役員は理事３人以上、監事１人以上であること、社団方式とする場合、社員は３人以上であること、財団方式とする場合、評議員は理事の定数を超える数であること、理事長は医師又は歯科医師である理事のうちから選出されていること等があり、資産要件として、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を開設する医療法人は、開設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院に必要な施設、設備又は資金を有していること等がある。

北海道による事前相談や申請の審査を経て、北海道医療審議会医療法人部会での審議を行い、了承が得られれば医療法人設立認可が下りることになる。

３．医療法人の解散

医療法人の解散については医療法第55条に掲げられている。第１項第２号では目的たる業務の成功が不能との事由で、同項第３号では社員総会の決議との事由で解散を認めているが、これについて第６項では都道府県知事の認可を受けなければその効力は生じない、第７項では都道府県知事は第６項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たってはあらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないとされている。以上のような理由から北海道医療審議会医療法人部会で解散について審議を行い、了承されれば認可されることとなる。

４．医療法人の合併

医療法第57条において、「医療法人は他の医療法人と合併をすることができる。この場合においては合併をする医療法人は合併契約を締結しなければならない」とされている。また第58条において「医療法人が吸収合併（医療法人が他の医療法人とする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に承継させるものをいう。以下この目において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する医療法人（以下この目において「吸収合併存続医療法人」という。）及び吸収合併により消滅する医療法人（以下この目において「吸収合併消滅医療法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。」、第58条の２第１項、「社団たる医療法人は、吸収合併契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。」とされている。

合併は資金の集積を大にし、経営力の充実をもたらし、経営の合理化、効率化に寄与するなど経済的利点があるほか、法律的にも清算手続きを省略して解散し得るという利点がある。合併については必ず都道府県知事の認可を受ければ効力を生じないとされており、都道府県知事は認可するに当たってあらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならないとされている。

５．社会医療法人の認定

社会医療法人制度とは、医療法人のうち、一定の公的要件を備えた医療法人を社会医療法人として認

定し、救急医療等確保事業を行うことを義務付ける一方で、収益事業等を行うことを認めることにより医業経営の安定化を促し、地域において必要とされる医療を安定的に提供する制度である。

認定に当たる要件として①人的要件（役員は親族等が総数の３分の１以下、理事定数６人以上、監事定数２人以上であること、社員や評議員は親族等が総数の３分の１以下であることの他、理事及び監事は、社員総会（財団の場合は評議員会）で選任されること等）、②運営要件（当該法人の関係者に対し、特別の利益を与えないこと等）、③救急医療等の要件（救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療のいずれかの構造設備、体制、実績を満たしていること）、④残余財産（解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属する）を満たしていることが求められる。

社会医療法人の認定を申請する法人について北海道医療審議会ではこれらの要件が満たされているかを確認の上審議を行い、了承した場合には北海道知事から認定を受けることになる。

６．地域医療連携推進法人の認定

地域医療連携推進法人は医療機関相互間の機能分担及び業務連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての新たな法人の認定制度である。複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保することができる。この法人の認定に当たっては医療審議会の意見を聴取し、知事が認定することとなっている。

７．非医師理事長の認可

医療法人の理事長は原則医師又は歯科医師である理事のうちから選出されることとなっているが、以下の要件を満たしている場合にはこの限りではない。その要件とは次の通りである。（１）①医療法の一部改正施行日（昭和61年６月27日）に存在する医療法人で、施行日現在非医師が理事長である者が引き続き理事長である場合、②施行日に存在する医療法人で施行日現在理事長であった者の死後に、その理事長の親族である非医師の者が理事長となる場合、③施行日に存在する医療法人で施行日現在理事長であった者の退任後に、理事のうち、その理事長の親族である非医師の者が理事長となる場合、（２）医師である理事長が死亡又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能になった際に、その子女が、医科（歯科）大学在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、非医師である配偶者等が理事長となる場合、（３）①特定医療法人又は社会医療法人、②地域医療支援病院を経営している医療法人、③（公財）日本医療機能評価機構が行う病院機能評価認定を受けた医療機関を経営する医療法人が、非医師の理事長を選任する場合、④あらかじめ北海道医療審議会の意見を聴き、理事長候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を行うことができると知事が認めた場合。

現在道内には18の医療法人で非医師理事長が存在している。このうち候補者が決まっているが就任予定時期が未定という医療法人が１件、候補者が決まっていない医療機関が10件、前述（３）①から③に該当し、非医師理事長の認可を受けている医療法人が７件となっている。

８．地域医療支援病院の承認

地域医療支援病院とは医療法第４条第１項の規定に基づき紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて「地域における医療の確保のために必要な支援に関する要件」に該当する病院として、北海道医療審議会の意見を聴いて、知事が個別に承認するものである。承認の要件としては（１）他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供するための体制が整備されていること（①紹介率が80％以上であること、②紹介率65％以上かつ逆紹介率40％以上、③紹介率50％以上かつ逆紹介率70％以上）（２）病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医療従事者が診療等のために利用できる体制の整備がされていること（医療機器の共同利用、病床の開放）、（３）救急医療を提供する能力を有すること（救急告示病院等）であり、①年間救急搬送患者数／救急医療圏人口×1,000≧２、②年間救急搬送患者数≧1,000のいずれかに該当すること、（４）地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること（年間12回以上主催）、（５）省令で定める数以上の入院施設を有すること（原則200床以上）、（６）医療法で規定する施設を有し、その施設の構造設備が省令で定める要件に適合するものであること、としている。

現在道内には札幌圏の８病院を含め、20病院が地域医療支援病院となっている。

９．診療所における病床設置許可

へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所等、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所については地域医療構想調整会議における議論を踏まえ、医療審議会での審議を経て必要な診療所として知事が認めた場合、病床設置が可能となっている。

10．病床機能再編支援事業の審議

この支援事業は地域医療構想の実現に向けた取組

を一層推進するため、病床削減や再編統合に対し、給付金を支給するもので、地域医療構想に即した取組を支援することを目的にしている。なお今年実施される病床数適正化支援事業は経営強化緊急支援事業を主たる目的としており、別物である。削減した場合の１床当たりの単価は病床稼働率により異なっており、50％未満の114万円から90％以上の228万円まで相当の幅がある。

11. 条件付き新規開設・増床許可医療機関の履行状況の確認等

医療機関が新規開設や増床を行う場合であって、その所在地を含む構想区域において、過剰な病床機能である場合、都道府県知事等は不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を、新規開設や増床の許可に付与することができる（医療法第７条第５項、第６項)。正当な理由なくその条件に従わない場合、医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて条件に従うことを勧告できるとしている。それでも正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を講じない場合には今度は医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて当該勧告に係る措置を取るべきことを命令できる。それでも命令に従わない場合にはその旨を公表することができるとしている（医療法第27の２)。そのため、医療審議会では、条件の履行状況を定期的に確認することとしている。

12. 特定労務管理対象医療機関の指定

特定労務管理対象医療機関とは、時間外・休日労働が年間960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している医療機関のことである。現在本道には３医育大学病院を含む22医療機関が指定されている。

北海道医療審議会は昭和61年11月７日に発足した。その時の模様は当時当会副会長であった吉田信先生が北海道医報第639号（昭和61年11月16日）で紹介している。それによると医療審議会の前身である地方医療機関整備審議会の会長が厚生省北海道地方医務局長であったのが、この時から吉田副会長が会長を務めることになったとして、北海道医師会に課せられた責任は極めて重くなったと記している。この医療審議会が北海道の医療制度や医療政策に関する重要な事項を審議する機関であり、地域の医療ニーズに応じた医療政策を検討し、住民の健康を守る役割を果たしているのは今も変わることはない。その時の先輩の心意気を忘れることなく、引き続き当会としてしっかりとこの医療審議会をリードしてまいりたい。

お知らせ

北海道てんかん地域診療連携体制整備事業アンケートのお願い

てんかん治療医療連携協議会　会長　三國　信啓

道では平成30年（2018年）３月に策定した「北海道医療計画」に、施策を講じる精神疾患のひとつとして「てんかん」を明記したところですが、関係機関との連携・調整を図り、関係機関の医師等への助言や地域におけるてんかんに関する普及啓発等を行い、てんかん治療における連携体制の整備を目的とした「北海道てんかん地域診療連携体制整備事業」を令和元年（2019年）12月13日から実施しております。

本事業の一環として、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課と北海道医師会の協力を得て、道内の医師会会員の皆様及び保健所に現状把握と本事業への要望のアンケートをお願いすることとなりました。ご多忙中とは存じますが、道内てんかん診療の向上に向けご協力いただきますようお願いします。

○実　施　方　法：WEBアンケート

下記より本アンケートのWEBフォーム（北海道のホームページ）にアクセスできますので、ご回答をお願いします。なお、URLを手入力する場合は、検索エンジンの検索欄ではなく、ブラウザの検索欄にご入力ください。

URL　https://www.harp.lg.jp/o6Bl5DjF　　二次元バーコード

○回答締め切り：令和７年（2025年）９月30日（火）